# 平成24年度定期監査の結果に関する報告 (平成25年4月5日付け浜田市監査委員告示第2号) に基づいて浜田市長等が講じた措置の公表

浜田市監査委員

# 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

#### 第5 監査の結果

- 2 健康福祉部
  - (1) 地域医療対策課

#### 指摘事項

# ア 改善等を要する事項及び意見

# (ア) 浜田准**看護学校臨地実習費補**助金につい て

事業実施前 30 日を大幅に経過しての申請となっている。実習先の病院運営や事業計画の策定、日程調整に手間取ったため申請期限に遅れたとの説明を受け、毎年度申請期限が厳しいとのことである。そもそも要綱上の申請期限の設定自体が適切であるかどうか検討されたい。

(イ) 英田の地域医療を守る会負担金について 文書管理について、同会の事務局を医療対策係 が兼務している。そのため市の文書と同一のファ イルに綴られているが、あくまでも別団体のため

### 措置状況

指摘を踏まえ、浜田准看護学校への指導と申請 までの事務作業を調整した結果、平成 25 年度は 要綱を逸脱することなく事業が完了した。今年度 においても申請が遅れることなく事業が開始でき たため、要綱の見直しは行わないこととした。

混在していた文書を正す一方、起案文書の右肩に赤字でしるしをする、決裁権者、発信・受信の所在に注意するなど、市の文書との混在に一層の注意を払い保管することとした。

#### (2) 国民健康保険診療所(大麻、波佐(小国)、あさひ、弥栄)

#### 指摘事項

# ア 改善等を要する事項及び意見

別保管とされたい。

# (ア) 診療所における診療報酬の自己負担額に 係る過誤の処理について

窓口における自己負担分の請求に関し、過誤が発生しても、調定上はその形跡を残していない。 ほとんどの受診者が再受診予定であるため、次回 請求時に調整を行っているとの回答があった。請 求額及び納付額の経過がわかるよう管理する必要 があるため、事務処理について再検討されたい。

(イ) 医薬品及び診療材料の管理方法について

薬事法第 48 条によれば、「業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。」とあり、また、「毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。」と明記されている。

今回の実地調査では、職員が常駐していたとしても、常に在庫物品に目が行き届くことが保証さ

措置状況

土曜日診療など、当日に調定・入金処理できない際に受診料の過誤が判明した場合、カルテに記載、ならびに補助簿を作成し、経過が把握できるようにした。

毒薬、劇薬の取り扱いは、浜田保健所の指導の もと、薬事法のとおり適切に管理している。

それ以外の薬剤についても、閉所時の薬剤室の 施錠の徹底と、診療中に許可なく部外者が入室し ないよう注意を払う、薬剤室を無人にしないよう にするなど職員への注意喚起を行った。

一方、在庫管理については、棚卸しに併せて行っているが、それぞれの診療所の診療体制にあっ

れるものではなく、紛失等に速やかに気付くことした方法での適切な管理に努める。 が可能と言える状況にはないと思われる。

現在の管理状況においても、事故につながるよ うな事例はなかったが、上記のことも踏まえ、劇 薬等以外の医薬品や診療材料においても慎重に取 り扱い、紛失等を防止するため、在庫管理も含 め、より適切な管理方法について検討されたい。

#### (3) 休日応急診療所

# 指摘事項 措置状況 ア 改善等を要する事項及び意見 上記、国民保険診療所の項目と同様。 (ア) 休日診療所の医薬品の管理について 一部の医薬品について施錠できない場所で保管 されていた。適切な保管場所の検討をされたい (上記、国民健康保険診療所ア(イ)を参 照。)。

#### 4 教育部

### (5) 文化振興課

#### 指 摘 事 項

#### ア 改善等を要する事項及び意見

#### (ア) 側浜田市教育文化振興事業団の運営につ いて

平成23年度から平成27年度に向け経費削減、 健全運営に努めるとの説明を受けているとのこと だが、具体的な対応策等について説明を求めると ともに、引き続き運営状況の把握に努め、必要な 指導監督を行われたい。

また、平成 25 年度から指定管理施設数が減と なる。このことが同財団全体の収支に、今後どの ような影響を及ぼすかについても予測、把握に努 められたい。

#### 措置状況

監査委員からの指摘を受け、浜田市教育文化振 興事業団事務局と平成25年度~平成26年4月末 まで協議を実施。

原因としては、石央文化ホールの施設老朽化に 伴う光熱水費及び修繕にかかる費用の増加を理由 とする赤字が主な理由であるとの事業団からの指 摘があり、大ホール等空調設備の改修を市費によ り実施。事業団の施設改修の累積費用が赤字原因 にならないよう措置した。この実施完了が平成 26 年度であるため、今後の収支について監督指 導に努めたい。

平成 25 年度に指定管理施設が減になることに より考えられる影響については、兼務職員で会っ た際の人件費の増額がある。これについては、や むを得ない (人件費部分の) 支出増であり、財政 課と協議のうえ、指定管理事業積立預金の切り崩 しを実施せざるを得ない状況である。

また、事業団全体として指定管理施設それぞれ での収支が赤字にならないよう指導を実施。前の 回答とも重なるが、減となった指定管理施設の兼 務職員は文化ホール及び事業団事務局職員である

ことから、文化ホール及び事務局費の人件費につ いては、赤字となっている。

#### 6 金城支所

#### (1) 自治振興課

## 指摘事項

# (ア) 地域づくり振興事業について

ア改善等を要する事項及び意見

申請等に際しては、自治会に様式集を配布して いるとのことであるが、様式の誤り等が見受けら れる。受付時のチェック、周知方法等検討された

事務処理上の記入漏れ、日付の齟齬等が見受け られるので整合性のとれた処理をされたい。

#### (イ) まちづくり総合交付金について

本庁所管課と十分な連携をとり、繰越の考え方 等統一した処理を行われたい。

### (ウ) 地域提案型チャレンジ事業について

各まちづくり委員会が打ち出した今後の取組に ハード整備が必要だが、まちづくり総合交付金の 財源が過疎対策事業債(ソフト事業)であり、使 途に制約があるため、地域協議会からの要望に応 える形で同事業を定住対策基金対応で実施するに 至ったとの説明を受けた。

また、各委員会の取組が試行段階からビジネス 段階に移行しつつあることから、平成25年度予 算要求において同基金事業としてハード整備補助 金を、大幅に拡充するための予算要求も行ってい る。

事業の試行段階においては、各まちづくり委員 会の財源基盤が脆弱なため、事業へのチャレンジ に必要な最低限の資金を補助することについては 一定程度の理解はするが、ビジネス化を図る段階 においては、初期投資を回収できるかどうかも含 め、ビジネスとして成立することが必要条件であ ることから、本来自主財源(借入を含む)で負担 すべき投資について公金で支出することについて は疑問がある。過度の財政的支援を行政が行うこ とは、団体の新の自立を妨げることにもなりかね ない。コミュニティビジネスは一義的には地域の 責任で行うものと考えるため、支援のあり方につ 措置状況

課内職員が統一した確認及び適正な事務処理が できるように、当該事業の事務処理マニュアルを 作成することといたしました。

本庁所管課と連携をとり、統一した処理を行う ように進めております。

当該事業は、単に使途に制約のあるまちづくり 総合交付金を補完するために制度化したものでは なく、「農業」と「観光」の振興を目的としてま ちづくりを進める自治区独自の取組みとして、地 域協議会から提案された補完制度です。

コミュニティビジネスは、少子高齢化により衰 退していく地域社会を再生し、持続可能なものに していくために必要な地域活動として取り組むも のであり、個人の収益や通常の会社法人等の経済 活動とは全く別のものです。一義的には地域の責 任で行うものですが、地域の真の自立を促すため には、活動条件整備補助の拡充など、行政による 支援が求められております。

ご指摘のとおり、過度の財政支援は自立の妨げ になることも懸念されるため、外部委員による活 動事業に対する提言や、事業収支報告によるチェ ックなど、補助金のばらまきにならないよう徹底 いたします。

事務処理上の問題点については、再度内容をチ エックし、必要な改善策を検討し適正な処理に努 めてまいります。

#### いて再考されたい。

また、国庫補助対象事業との区別や、事務処理 上の問題点(補助金等明細書など)も見受けられ るので、改善されたい。

#### (エ) 経理担当課としての事務処理について

契約に関する事務処理に、提出書類、起案書類 等の日付の誤りなどが見受けられる。所管課と確 認の上、齟齬のない処理をされたい。

また、見積調書については前回監査でも指摘しているが、落札決定の記載等について改善されたい。

所管課と連携をとり、日付誤りなどの齟齬がないよう、適正な事務処理を心がけることといたしました。

見積調書については、平成 26 年度分から本庁 と同様の取扱としております。

#### (2) 市民福祉課

#### 指摘事項

# ア 改善等を要する事項及び意見

### (ア) 雲城地区放課後児童クラブについて

積算資料で数字に一部誤りが見受けられる部分がある。委託料の額としては正しく積算されているが留意されたい。

#### 措置状況

委託料の積算をする場合は、チェック体制を強化し、計算誤りや入力誤りのないよう適正な事務 処理に努めてまいります。

#### (3) 産業課

#### 指摘事項

#### ア 改善等を要する事項及び意見

#### (ア) 指定管理に関する事務処理について

支出負担行為の時期、協定書への印紙の貼付等 について、再度確認のうえ処理をされたい。

#### 措置状況

経理所管課と指摘事項に関し精査するととも に、今後、適切な事務処理を行うこと確認してお ります。

なお、協定書への印紙の貼付については、不要 であることを確認しております。

#### (イ) 契約に関する事務処理について

提出書類、起案書類等の日付の誤りなどが見受けられる。契約担当課と確認の上、齟齬のない処理をされたい。

契約所管課と指摘事項に関し、精査するととも に、今後、記載誤り等の齟齬がないよう、適切な 事務処理を行うことを確認しております。

#### (ウ) 中山間地域等直接支払交付金について

添付書類の不足や添付書類と提出書類の不整合が見受けられる。実績報告書の内容、補助金等明細書の記載等精査されたい。

# (エ) 出資団体の清算について

旧金城町時代に約2億7,400万円を出資し設立 した、支所有の公の施設を管理していた第三セク ター企業(㈱かなぎ)について、平成24年10月 30日付けで解散による清算が終了した。

経営改善計画の実行によっても経営再建に至ら

指摘のあった添付書類に関して、精査したうえで、各集落協定へ提出を求めて添付しております。また、補助金等明細書の記載内容については、精査のうえ修正しております。

(株)かなぎの設立時には、多くの方々からの出資、さらに運営の継続に際しては、多額の町税・市税を投入してまいりました。その間、専門コンサルの指導による経営改善に努めたところですが、増収、累積赤字の解消には至らず、平成23年度末において、資本金割れのおそれが生じたこ

ず、平成 22 年度の多額の損失計上、資金繰りの 深刻化により、今回の解散に至った。清算後の残 預金は0円で、買い手のない資産は最終的に市が 無償譲与を受けている。

資本金4億5,000万円に対し、法人事業税の資 本割、法人住民税の均等割が課税されるため、実 質的な資本金がほとんどない状況でありながら、 毎年多額の税負担を行ってきた。これまでの経営 改善に向けた協議の中で減資等の検討がなされた かどうかについては、所管課から明確な回答を得 られなかった。

多数の個人株主への配慮から、最後まで団体存 続の道を模索していたと推察するが、これまでの 重要な局面で適切な経営判断がなされてきたのか どうかも不明である。住民の税負担による多額の 投資を決定した行政としての説明責任を果たすと ともに、別団体の指定管理により存続することと なった施設の所有者として、設置目的に合致した 効率的な運営が行われるよう指導、監督に努めら れたい。

とから㈱かなぎの解散という苦渋の選択を行った ところです。

解散にあたっては、株主はもとより、市議会、 地域協議会等をとおして、住民説明を行ってまい りました。その過程では、施設を廃止すべきとの ご意見をいただいたのも事実ですが、一方では全 国的にも優れた当該施設を、地域の発展、活性化 に有効活用すべきと株主、地域住民等からご要望 をいただいたところです。

施設の有効活用に関しては、学校教育、社会教 育、地域づくりなどに関わる方々によって検討い ただき、その結果、地域振興と障がい者の社会参 画に資する施設として、有効活用する方向性が提 言され、平成25年4月に、地元の社会福祉法人 を新たな指定管理者として再開いたしました。

施設整備の経緯、㈱かなぎが解散に至った経緯 を重く受け止め、指定管理者と密接な情報共有と 連携強化を図り、効率的で効果的な運営が行われ るよう指導・監督に努めてまいります。また、ま ちづくり推進委員会との連携により、円滑な運営 が行われるよう支援してまいります。

当該施設の運営状況に関しては、市議会や地域 協議会等で、適宜、報告してまいります。

#### (4) 建設課

ついて

# 指摘事項

ア 改善等を要する事項及び意見

#### (ア) 金城スマート I C利用促進事業補助金に

不要な書類が添付されている。速やかに適切な 処理をされたい。

事業内容が途中で追加されているが処理されて いない。今後は変更交付申請等の適切な処理をさ れたい。

# 措置状況

不要な書類については、整理いたしました。 新たな事業内容の変更については、変更交付申 請を行い処理しております。